

[論点2 認証ADRを利用しやすくするための施策]

イ 法律扶助の活用

認証ADRにおける法律扶助の活用についてどのように考えるか。

- ・ 一般の国民にも敷居が低く、利用しやすいことが利点の一つであるADRにおいて、弁護士、司法書士等の代理人を選任する必要性の有無自体が一つの論点になり得るところではあるが、代理人を活用する必要性が高い場合も考えられ（注1）、当事者の資力によってADRの利用が阻害されるおそれがあることも否定できない。
- ・ このような場合に法律扶助を活用することについてどのように考えるか。総合法律支援法上、ADRにおける法律扶助の活用については必ずしも否定されていないと考えられるが（総合法律支援法第30条第1項第2号参照）、他方で、現状、これが活発に利用されているという状況にはないようであり、実際の利用状況等を踏まえて、利用が活発でないとするならばその原因や活用方策について総合的に検討する必要がある。

（注1）例えば、医療事件等の複雑な事実上、法律上の争点がある事件などが考えられる。

(参照条文)

○ 総合法律支援法

(業務の範囲)

第三十条 支援センターは、・・・次に掲げる業務を行う。

一 (略)

二 民事裁判等手続において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない国民・・・等を援助する次に掲げる業務
イ 民事裁判等手続の準備及び追行（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。）のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。

2 (以下略)